

事務事業	29	知的障害者・障害児ショートステイの充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	02	とものつくる福祉の推進					
事業内容							
目的	在宅知的障害者の地域生活を支援します。						
対象・手段	新宿生活実習所の多目的ルームを利用し定員3名の知的障害者・障害児(学齢期以上)ショートステイ事業を実施します。						
成果(事業が意図する成果)							
<p>保護者等の介助者の急病時における障害者緊急一時保護利用と、保護者等の介助者の休養のための利用(レスパイト)のショートステイ事業を行うことにより、在宅の知的障害者や障害児とその保護者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続することが可能となります。</p>							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
知的障害者・障害児のショートステイの開始	新宿生活実習所多目的ルームに3床のショートステイ施設を設置し、運営を開始します。	(平成17)	年度に (3床)の水準達成				
ショートステイ利用登録者数	障害者・児ショートステイ事業の周知度を図るため、ショートステイ利用登録者数を指標とし、前年度数に3人増で目標達成とします。(目標登録者:平成17年度72人、平成18年度75人、平成19年度78人)	(平成19)	年度に (毎年3人の増)の水準達成				
		()	年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
	単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考	
事業成果指標	目標値1	床	0.00	3.00	3.00	3.00	
	実績1	床	0.00	3.00	3.00	3.00	
	= /	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値2	人	0.00	72.00	75.00	78.00	
	実績2	人	0.00	72.00	77.00	87.00	
	= /	%	0.00	100.00	102.67	111.54	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	事業の2ヵ年目として、利用登録者も増加し、安定した運営になっています。緊急時対応の定員枠を1名とし、他2名分を保護者の不在時や介助者の休養のための利用(レスパイト)ができる定員枠として実施しています。						
平成19年度	事業開始から3年が経過し、安定した運営を行っています。障害児・者への周知も進み、利用登録者も大幅に増加しました。緊急時対応の定員枠を1名とし、他2名分を保護者の不在時や介助者の休養のための利用(レスパイト)ができる定員枠として実施しています。						

部名称		福祉部		課名称		障害者福祉課		備考
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
トータルコスト	事業費	千円	0	13,740	10,746	11,340		
	人件費	千円	0	834	828	826		
	事務費	千円	0	0	0	0		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	14,574	11,574	12,166		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	14,574	11,574	12,166		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	11,477	11,574	12,166	平成17年度は特定財源（支援費及び自立支援給付費（国庫分）・都補助金）は区の歳入でしたが、18年度の指定管理者制度の導入に伴い、事業受託法人の収入となりました。	
	特定財源		0	3,097	0	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	78.75	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	0.10	0.10	0.10		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>本ショートステイ事業は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づく「障害者短期入所事業」と位置付け運営しています。</p> <p>今後さらに幅広く障害者の方にご利用いただけるよう事業の周知と受け入れ側の職員のスキルの向上を図っていく必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	障害者・障害児ショートステイ事業（3床）を開始し、順調な事業運営となっています。登録者も予定を上回る数となっています。緊急枠を除けば利用率も高く堅実な成長です。					
	実施の成果	3	利用登録者も大幅に向上し、緊急時受け入れが可能な安心感と併せて、地域の障害者及び家族等の福祉の向上に成果がありました。また、学齢期の障害児の一時保護にも成果を挙げています。					
	効率性	2	事業運営は、生活実習所の所長が責任者となり、運営職員との連携体制を整えるなど事業実施の質、安全性、安定性を確保しています。運営職員には法人の非常勤職員をあて、効率的に運営されており、区の費用負担は最小限です。					
	行政の関与	3	障害者の地域生活を支える上で、介護者の急病時対応や休養機会の提供などの手段として、障害者短期入所事業は大変重要な事業です。しかし、区内にショートステイ事業を行う民間事業者がないため、区がサービス基盤の充実に関与するのは妥当です。					
	妥当性	3	介助者等の急病時等に、より多くの障害者が地域の身近な施設においてショートステイ事業が利用できるよう整備を行うことは、障害者・児の地域生活支援体制の充実に寄与するために妥当です。					
	施策寄与度	3	介助者等の緊急時対応への支援により、障害児・者の地域生活支援体制の充実に寄与しています。					
総合評価	平成19年度の評価はBです。 平成19年度に事業周知に努めた結果、利用登録者数は大幅な伸びを示し、事業費も効率的な運営ができています。 平成17年度から19年度の3カ年における評価もBとします。 指定管理者制度への移行後も障害者自立支援法に基づくサービスとして事業の質、安定性を保っており、障害者・障害児の地域生活の支援の向上に寄与しています。						B	
							過年度評価	
改革方針	幅広い障害者の方の利用に対応できるよう、受け入れ側職員の知識、ケア等のスキルの向上を図り、平成20年度からは経常事業「生活実習所の管理運営」の中で継続して運営します。						18年度 B 17年度 B 16年度 15年度	
							方向性	
						1		
						現状のまま継続		